

契 第 192 号

令和7年2月28日

建設関係課長 様

契 約 検 査 課 長

(建設工事監理室)

設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について（営繕関係は除く）

令和7年3月から適用する単価（以下、「新技術者単価」という。）が、令和6年3月適用単価（以下、「旧技術者単価」という。）から引き上げられたことに伴い、下記のとおり特例措置を定めましたので通知します。

なお、公共工事にあたっては、別途契約検査課から発出した令和6年3月26日付け契第166号により対応をお願いします。

記

1. 業務委託に関する特例措置の概要

（1）特例措置について

令和7年3月1日以降に契約を締結する業務委託のうち、旧技術者単価又は旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、松江市土木設計業務等委託契約書第54条の定めに基づき、別添のとおり新技術者単価又は新労務単価及び当初契約時点の物価に基づく業務委託料に契約変更する。

設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価の
引き上げに伴う特例措置について

第一 措置の概要

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、第二に定める業務委託の受注者は、松江市土木設計業務等委託契約書第54条の定めに基づく業務委託料の変更の協議を請求することができることとする。

第二 具体的な取扱い

令和7年3月1日以降に契約を締結する業務委託のうち、旧技術者単価又は旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約変更を行う。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

第三 その他

落札者決定通知後の業務委託にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結し、契約締結後の業務委託にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能であることを説明すること。